

【'22年10月～】

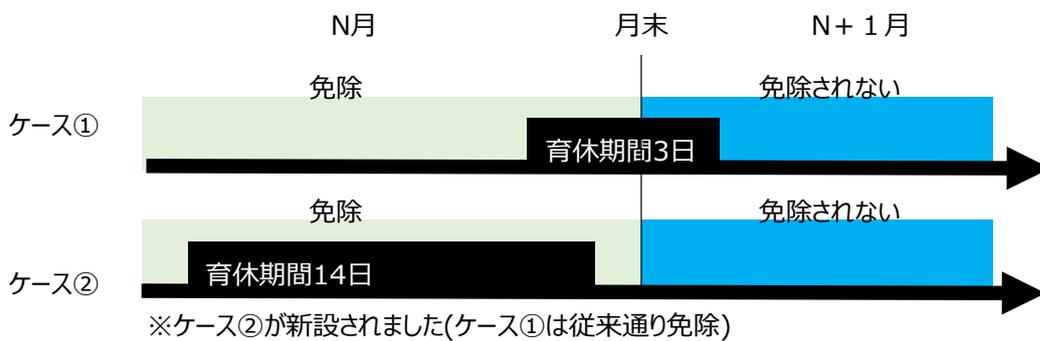
育児休業等期間中における

免除要件が改正されます

この度、全世代対応型の社会保障制度を構築するために健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の公布にともない、令和4年10月から育児休業等期間中の保険料の免除要件が改正されます。
主な改正内容は次の2点です。

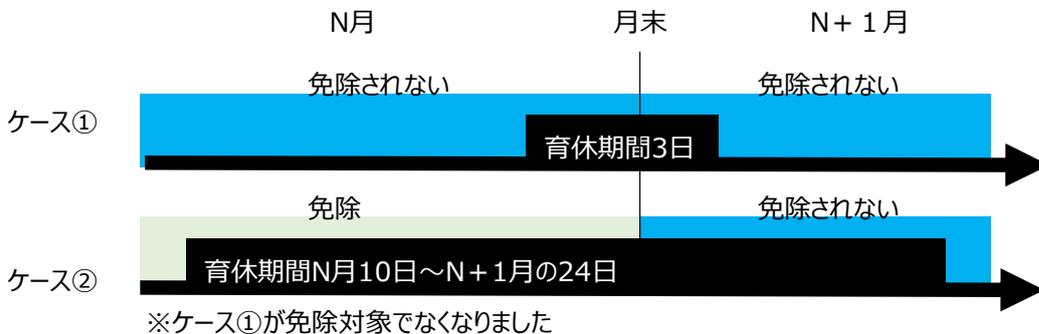
1. 月額保険料

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業を取得した場合も免除されます。



2. 賞与保険料

育児休業等を賞与月の月末に取得していることに加え、1ヶ月超(暦日で計算)取得した場合のみ免除されます。



BWの広報誌 ザ・ビーダブリュ 2022.07.25No.1532で
取り上げていただいた育休制度の記事の原稿に誤りがありましたので、
訂正しますとともに深くお詫び申し上げます。

賞与の免除について (誤)1ヶ月以上 (正)1ヶ月超

